

第 6 章

生活福祉業務関係

第6章 生活福祉業務関係

1 生活保護

健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護法に基づき、生活困窮の程度及び世帯人員、年齢、世帯の状況により、生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭の各扶助について必要な支援を行っている。

生活保護制度を取り巻く環境は、経済活動や高齢化の影響が被保護世帯数の増加につながっている。

(1) 被保護世帯数・扶助別被保護世帯数・人員

(平成27年3月31日現在, 単位: 世帯・人)

扶助の種類 町名		実数	停止中	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
計	世帯数	397	2	332	327	18	77	345	0	13	0
	人員	539	2	458	455	26	81	442	0	17	0
中井町	世帯数	25	1	20	18		3	21		1	
	人員	30	1	25	23		3	24		1	
大井町	世帯数	99	1	86	78	8	16	83		6	
	人員	148	1	135	119	11	16	113		8	
松田町	世帯数	125		107	109	4	18	109		3	
	人員	156		134	136	5	18	130		4	
山北町	世帯数	58		45	43	2	18	52		2	
	人員	77		59	61	5	22	66		2	
開成町	世帯数	90		74	79	4	22	80		1	
	人員	128		105	116	5	22	109		2	

注 実数計は停止中を含む。

(2) 保護の開始・廃止

ア 理由別保護開始世帯の状況

(単位: 世帯)

理由 町名	計	の傷病 世帯主	の傷病 世帯員	別死亡・離 不在	稼働収入の減少				減少等 年金の	減少等 仕送りの	の消費 預貯金	その他
					失業・ 定年・	老齢	等倒産	他その				
計	83	19	2	5	9	2	1	3	0	1	25	16
中井町	10	5			1						4	
大井町	26	5	1	3	3	1					6	7
松田町	16	3		1	2	1					4	5
山北町	8	2			1					1	3	1
開成町	23	4	1	1	2		1	3			8	3

イ 理由別保護廃止世帯の状況

(単位:世帯)

理由 町名	計	病の治癒 世帯主傷	病の治癒 世帯員傷	死亡	失踪	稼働収 入の増加	働 き手 の 転 入	年 金 等 の 増 加	引 き 取 り ・ 仕 送 り	施 設 入 所	法 医 療 ・ 他	そ の 他
計	62	0	0	19	5	10	0	1	0	2	0	25
中井町	6			1	1	2						2
大井町	23			2	1	6				1		13
松田町	18			8	1			1		1		7
山北町	2			1	1							
開成町	13			7	1	2						3

(3) 世帯類型別被保護世帯の状況

(平成 27 年 3 月 31 日現在, 単位:世帯)

世帯類型 町名	計	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の 世帯
計	397	207	17	42	71	60
中井町	25	11	1	4	8	1
大井町	99	48	7	14	16	14
松田町	125	69	4	12	21	19
山北町	58	34	1	3	12	8
開成町	90	45	4	9	14	18

(4) 労働力類型別被保護世帯の状況

(平成 27 年 3 月 31 日現在, 単位:世帯)

労働力類型 町名	計	稼働世帯					世帯員稼働	非稼働世帯
		世帯主が働いている世帯						
		常用	日雇	内職	その他			
計	397	29	6	15	0	10	337	
中井町	25	6		3			16	
大井町	99	8	1	3		2	85	
松田町	125	7	1	2		2	113	
山北町	58	2	1	2		1	52	
開成町	90	6	3	5		5	71	

(5) 医療扶助受給人員

(平成 27 年 3 月 31 日現在, 単位:人)

区分 町名	計	入院			入院外			医療 単給	医療 扶助率
		小計	精神	その他	小計	精神	その他		
計	442	31	17	14	411	4	407	18	82.0%
中井町	24	1	1		23		23	1	80.0%
大井町	113	8	3	5	105		105	3	76.3%
松田町	130	12	6	6	118	4	114	7	83.3%
山北町	66	5	4	1	61		61	3	85.7%
開成町	109	5	3	2	104		104	4	85.1%

注 医療単給は再掲。

(6) 生活保護施設等利用状況

(平成 27 年 3 月 31 日現在, 単位: 世帯)

施設区分		町名	計	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町
生活保護施設	救護施設		3		1	1		1
	更生施設		0					
関連施設	養護老人ホーム		0					
	無料低額宿泊所		5	1		2	1	1
	女性保護施設		0					
介護保険施設	痴呆対応型共同生活介護		6		2	4		
	介護老人福祉施設		11		5	2	3	1
	介護老人保健施設		6	2	1		2	1
	介護療養型医療施設		0					

(7) 保護の開始廃止件数の推移

区分	年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
開始		79 世帯	57 世帯	70 世帯	79 世帯	70 世帯	83 世帯
廃止		37 世帯	42 世帯	45 世帯	57 世帯	45 世帯	62 世帯

(8) 保護世帯数等の推移

(各年度平均, 単位: 世帯・人)

区分	年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
世帯数		260	289	311	332	360	386
人員		335	374	403	423	466	510
保護率(%)		4.9	5.56	5.99	6.32	7.0	7.71

(9) 生活保護費の状況

(単位: 円)

扶別町名	計	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助	生業扶助	出産扶助	葬祭扶助	就労自立給付金	保護施設事務費
計	425,963,552	257,599,286	150,543,035	2,566,939	4,335,267	329,136	3,559,438	183,760	1,125,210	336,089	5,564,304
中井町	19,821,264	12,898,833	6,392,654		370,630		113,040			46,107	
大井町	121,551,114	74,768,815	40,168,587	1,213,643	1,104,944	4,364	1,400,379	183,760	167,400	273,842	2,265,380
松田町	144,317,979	86,053,741	51,968,079	667,710	1,358,522	145,860	1,218,907		957,810		1,947,350
山北町	46,432,946	30,132,144	14,631,320	331,360	609,022		729,100				
開成町	93,840,249	53,745,753	37,382,395	354,226	892,149		98,012			16,140	1,351,574

注 介護扶助における介護報酬及び医療扶助における診療報酬は、本表には含まない。

2 障害児者福祉

特別障害者手当等の支給状況

(平成 27 年 3 月 31 日現在, 単位: 件)

町名	手当の種類	特別障害者手当等		
		障害児福祉手当	経過的福祉手当	特別障害者手当
	計	27	4	22
中井町				5
大井町		9	1	
松田町		3		3
山北町		1	1	10
開成町		14	2	4

3 児童福祉

(1) 児童福祉

ア 助産施設利用状況

(単位: 件)

町名	計	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町
利用件数	0					

イ 母子生活支援施設利用状況

(単位: 件)

町名	計	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町
利用件数	3	2				1

(2) 家庭児童相談室

家庭児童相談室は、家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等家庭児童福祉の向上を図るための相談指導援助を充実強化するため、昭和 40 年 1 月に愛甲・津久井福祉事務所とともに設置された。現在、家庭相談員 2 名が配置されている。

平成 17 年には、児童福祉法改正に伴って各町に児童相談窓口が設置され、児童相談所や各町との連携のもと、きめ細かな児童相談、子育て相談、家庭相談を実施している。

ア 個別相談

(単位:件)

相談種別		計	性格生活習慣	知能言語	学校生活等			非行	家族関係		環境福祉	障害	その他	
					人間関係	不登校	登校拒否		その他	虐待				その他
相談取扱	計	1438	140	68	0	15	36	0	41	300	830	0	8	
	総取扱件数	所内相談	259	16	18		9	13		7	59	125		2
		訪問	352	29	9			6		6	69	233		
		電話相談	261	17	14		2	6		6	59	157		
		ケースカンファレンス	184	22	6		3	2		5	48	97		1
		通信	0											
		その他	392	56	21		1	9		17	65	218		5
新規取扱件数	小計	45	4	0	2	2	1	0	2	16	12	0	6	
	経路別	家族・親戚	2			1					1			
		近隣	3								1			2
		児童委員	0											
		児童相談所	0											
		保健所・病院	0											
		警察	0											
		市町村	18	4		1	2			1	8	1		1
		所内関係者	17							1	5	11		
		学校・幼稚園・保育園	2					1			1			
		本人	0											
	その他	3											3	
	年齢別	3歳未満児	6								3	3		
		3歳～6歳児	6							1	3	2		
		小学校低学年児	12								8	3		1
		小学校高学年児	3								2			1
		中学生	8	2			1			1		2		2
		高校生	5	2		2	1							
		18歳未満無学籍児	3					1				2		
その他	2												2	

イ 子どもグループ活動

子どもグループ活動は、平成 9 年に粘土教室を開始したことが始まりで、現在家庭児童相談室が係っている児童を対象に夏休みなど長期間の学校が休みのときに実施している。家庭相談員、生活保護子ども支援員、母子自立支援員が中心となり、当所の栄養士など関係職員や町、社会福祉協議会、主任児童委員などの協力も得ながら実施している。平成 21 年からは地域の高等学校の生徒の協力も得ながら実施している。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施回数	9	10	10	9	10	11
延参加者数	105	114	154	104	104	266

ウ 地域連携・支援及び関係機関との連携

区 分	内 容
幼稚園等への訪問	管内の幼稚園、保育園を随時訪問し、情報交換、相談対応を行った。
関係機関への訪問	教育委員会、学校、町役場、病院等を随時訪問し、個別相談ケースについて、情報交換、援助施策の連絡調整を行った。
児童関係ケース会議	管内 5 町の要保護児童対策地域協議会の実務者会議や、個別ケース検討会議に参加し処遇検討・情報交換等を行った。

エ 子ども健全育成プログラム推進事業

経済的不況による貧困世帯の増加、とりわけ生活保護が二世帯以上にわたる「貧困の連鎖」が問題となっており、この課題に対応するため、子どものいる生活保護世帯に対し、経済的給付だけでなく、子どもの成長や世帯が抱える課題に即した相談・支援を行うことを目的として、平成 22 年度より実施している。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
被保護児童数	37	34	38	45	64
支援児童数	16	26	35	45	56

4 母子父子福祉相談

母子父子自立支援の相談状況

平成 26 年 10 月法の改正により父子相談も実施しています。

区 分	計	生 活 一 般										児 童							
		小計	住 宅	医 療	家庭紛争 夫暴力 その他	就 労	結 婚	養 育 費	借 金	そ の 他	小 計	養 育	教 育	非 行	就 職	そ の 他			
新規相談 件数	273	100	7	7	53	18	5		2	4	4	19	8	1	2		8		
延相談 回数	362	157	8	11	85	28	7		3	9	6	28	13	1	3		11		
小 計	生 活 援 護										そ の 他								
	母子父子福祉 資 金	貸 付	償 還	寡婦福祉 資 金	貸 付	償 還	公的年金	児 童 扶 養 当 当	手 当	生 活 保 護	税	そ の 他	小 計	売 店	た ば こ 売	販 売	公 営 住 宅	施 設 利 用	母 子 生 活 支 援 施 設
	146	63	64	1				5	5		8	8						5	3
	167	78	69	1				5	5		9	10						6	4

5 女性保護

女性保護は、これまでの売春防止法に配偶者等暴力防止法や人身取引被害者の保護も加わり、即応性が求められる相談が増加している。

(1) 相談主訴別の相談状況

(単位:件)

相談主訴 項目	計	就職 問題	経 済 問 題	住 宅 問 題	家 庭 問 題	暴 力 団 ・ ひ も 等 の 問 題	医 療 相 談	そ の 他
処理件数	97		5	2	89		1	

(2) 相談後の処理状況

(単位:件)

区 分	計	就 職 自 営	結 婚	家 庭 へ 送 還	福 祉 事 務 所 移 送	婦 人 相 談 所 婦 人 相 談 員 移 送	他 府 県 の 婦 人 相 談 所 相 談 員 移 送	施 設 へ の 移 送 ・ そ の 他 関 係 機 関	助 言 指 導	来 所 指 示	そ の 他
相談件数	97				2	7	2	9	76		1

6 住宅支援給付

65歳以下の離職者であって、働く能力や働く意欲のある方で、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方に対して基本3ヶ月間家賃援助し、住宅や就労機会の確保に向けた支援を行った。

(平成21年10月から事業開始)

(単位:件)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談件数	7	19	17	6	8	6
認定件数	1	15	10	3	1	1

*平成25年度から名称が「住宅手当」から「住宅支援給付」に変更し支給要件についても一部変更がありました。

*平成26年度で事業終了。

